

日本脳炎ワクチン特例対象者の接種スケジュール

日本脳炎の定期予防接種は、平成17（2005）年5月30日から平成22（2010）年3月31日の間、積極的勧奨が差し控えられていました。積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逃した方のうち、下記に該当する方が特例対象者とされ、定められた回数分の接種が可能です。接種回数やスケジュールは、対象者の生年月日とこれまでの接種回数によって異なりますので、下記のチャートで確認してください。

平成18年4月1日以前	特例対象者ではないため、無料で接種できません。		
<p>平成18年4月2日 ～ 平成19年4月1日 生まれの方</p> <p>20歳の誕生日の前日まで</p> <p>※特例対象者となり、20歳の誕生日の前日まで定期接種として未接種回数分の接種が無料です。</p>	生後6か月以上7歳未満に接種した回数	<p>0回 (残4回) 【注1】</p> <p>1回目 → 中6～28日 間隔 → 2回目 → おおむね1年の間隔 少なくとも6か月以上 → 3回目 → 中6日以上 の間隔 → 4回目 (20歳未満)</p> <p>1回 (残3回)</p> <p>接種済の1回目から 中6日以上 の間隔 → 2回目 → 中6日以上 の間隔 → 3回目 → 【注2】 中6日以上 の間隔 → 4回目 (20歳未満)</p> <p>2回 (残2回)</p> <p>【注3】 接種済の2回目から 中6日以上 の間隔 → 3回目 → 【注2】 中6日以上 の間隔 → 4回目 (20歳未満)</p> <p>3回 (残1回)</p> <p>【注2】 接種済の3回目から 中6日以上 の間隔 → 4回目 (20歳未満)</p> <p>4回</p> <p>定期予防接種は完了しています。</p>	
	平成19年4月2日 ～ 平成25年4月1日 生まれの方	特例対象者ではないため、無料で接種できません。	
	平成25年4月2日以降 生まれの生後6か月 以上の方	生後6か月以上	<p>1回目 → 中6～28日 間隔 → 2回目 → 6か月以上 の間隔 → 3回目 → 接種不可 → 4回目 (20歳未満)</p> <p>第1期: 生後6か月以上、7歳6か月未満が対象</p> <p>第2期: 9歳以上、13歳未満が対象</p>
		7歳6か月未満	接種不可
		9歳	接種不可
	13歳未満	接種不可	

【注1】 可能な場合、標準的な接種スケジュールにて接種する。

【注2】 1回目と2回目の間隔が5年以上の場合は、3回目と4回目は、1年程度の間隔で接種し、5年未満の場合は5年程度の間隔で接種することが望ましい。

【注3】 3回目接種は、2回目から1年以内の場合は約1年後に接種し、2回目から1年以上あいている場合は気づいた時点で接種する。

(参考)「●月以上の間隔をあける」の「月」は、民法での月(暦の月)をいう。(4月1日接種の場合で1か月以上の間隔をあける→5月1日以降に接種可能)

「●日以上の間隔をあける」は、接種日の翌日を1日目とし、●日目まであける。(4月1日接種の場合で27日以上の間隔をあける→4月29日以降に接種可能)